

反社会的勢力排除に関する規約

株式会社BizMo(以下「当社」といいます)と取引を行う全ての取引先各社様(以下「貴社」といいます)はこの規約に定める反社会的勢力排除のため、次のとおりこの規約に同意致します。

1. 当社および貴社は、自己、自己の役員及び従業員が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び
(i)以下の各号の個人又は団体に資金提供若しくはそれに準じる行為を通じて以下の各号の団体の維持、運営の協力又は関与、(ii)以下の各号の団体との交流、若しくは(iii)「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。その後の改正を含む。)」の違反について、
全て該当は無く、並びに本規約同意日現在において当社および貴社の合理的に知り得る限り、
将来、上記(i)、(ii)及び(iii)いずれにも該当する可能性はありません。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。)」に定める暴力団(以下同じ。)
 - (2) 暴力団の構成員(準構成員を含む。)
 - (3) 暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ及びこれらに準じる反社会的勢力に該当するもの
 - (5) 特殊知能暴力団及びこれに準じる反社会的勢力に該当する団体又はその構成員
 - (6) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。その後の改正を含む。)」に定める団体
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 当社および貴社は、自ら又は自己の役員及び従業員若しくはその他第三者を利用して、相手方に対し以下の各号に該当する行為を行いません。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および貴社が前項のいずれかに違反、若しくは違反する可能性があるとして相手方が判断した場合には、当社および貴社は相手方の調査に協力します。
4. 当社および貴社は、前項のいずれかに違反した場合は、相手方が別段の通知、催告を要しないで当社および貴社との全ての取引契約を解除することに異議を申し立てません。
又同様の理由により相手方との取引契約を解除されたことに関し、いかなる補償の請求も行いません。

以上